◎新潟県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年９月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　351号

２　供用開始の区間

長岡市下山一丁目321番１から同市下山町字西島622番１まで

３　供用開始の期日　　令和元年９月19日